

市県民税・国民健康保険税等の申告受付を行います

3月15日(水)までの平日に、下記のとおり申告受付を行います。最終日近くになると申告に来る人が集中して窓口が混雑しますので、早めの申告をお願いします。支所・地区公民館の受付会場では、午前中より午後の時間帯が比較的空いています。

申告相談、受付日の日程

下記の表のとおり(町別の指定は本紙1月号折り込み「申告受付特集号」に掲載)

本庁での受け付け 受付時間 9時～11時30分、13時～16時

受付日	受付会場
2月9日(木)～3月15日(水) ※土・日曜、祝日は除きます。	中央保健福祉センター(すこやかプラザ)8階・講堂 ※工事中のため、会場を本庁舎13階から変更しています。

支所・公民館等での受け付け 受付時間 9時30分～11時30分、13時～15時30分

※支所窓口では申告受け付けはできません。下記の指定日に各受付会場で申告してください。

受付日	受付会場	
	支所・地区公民館など	
2月6日(月)		
2月7日(火)	黒島地区公民館 高島町公民館 10時～12時 13時～16時	鹿町地区公民館 (旧鹿町文化会館)
2月8日(水)		
2月9日(木)	江迎支所	
2月10日(金)		
2月13日(月)	三川内地区公民館ホール	
2月14日(火)	江上地区公民館	
2月15日(水)	宮地区公民館	宇久行政センター 9時～11時30分
2月16日(木)	針尾地区公民館	13時～16時 ※17日(金)は10時
2月17日(金)	柚木地区公民館	30分まで。
2月20日(月)	中里皆瀬地区公民館(文化ホール)	
受付日	受付会場	
	支所・地区公民館など	
2月21日(火)		
2月22日(水)	小佐々支所	
2月23日(木)		吉井活性化センター(ソレイユ吉井) ※昨年から会場を変更しています。
2月24日(金)		
2月27日(月)		世知原支所
2月28日(火)		
3月1日(水)		広田地区公民館
3月2日(木)		早岐地区公民館(旧東部住民センター)
3月3日(金)		
3月6日(月)		大野地区公民館
3月7日(火)		
3月8日(水)		日宇地区公民館
3月9日(木)		
3月10日(金)		相浦公会堂

今年度から申告にはマイナンバーが必要です

マイナンバー(個人番号)の記入が必要な人

- 申請者本人
- 扶養している配偶者(妻・夫)
- 扶養親族(16歳未満を含む)
- 事業専従者

※詳しくは本紙1月号折り込み「申告受付特集号」でご確認ください。

④市県民税⇒市民税課 ☎24-1111、国民健康保険税⇒保険料課 ☎24-1111、確定申告⇒佐世保税務署 ☎22-2161

12月定例市議会で可決等された主な議案

12月5日(月)～21日(水)に開かれた12月定例市議会で可決等された29議案の中から主な議案の概要をお知らせします。

主な条例・一般議案

佐世保市企業立地促進条例の一部改正の件

オフィスビル整備促進奨励金の新設など制度の充実を図るとともに、条例の有効期限を延長するもの

④企業立地推進局 ☎24-1111

工事請負契約締結の件

新西部クリーンセンター(仮称)における高効率ごみ発電施設およびマテリアルリサイクル推進施設の設計・建設工事請負契約を締結するもの

④環境部施設課 ☎26-1170

補正予算

国の補正予算を受けて実施するものとして平成29年度に予定していた、大型客船対応基盤整備を含む公共事業の前倒しなどについて増額を行ったほか、災害復旧費などを増額補正しました。また、人事異動などによる給与費

④財政課 ☎24-1111

生活全般にわたる困りごとの 相談窓口をご利用ください

生活全般にわたる困りごとのある人を支援するため、新たなセーフティーネットとして「生活困窮者自立支援制度」が設けられ、本市でも生活困窮者自立支援事業を実施しています。各支援内容には要件がありますので、詳しくは下記までお尋ねください。

対象者

市内在住で、就労や家庭、健康、家計に関することなど生活上の困難に直面し、経済的に困っている人

支援内容

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります

住居確保給付金支給事業

家賃相当額を支給します

学習支援事業

子どもの明るい未来をサポートします

就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供を行います

④佐世保市社会福祉協議会

相談窓口(自立相談支援機関)

受付時間 月～金曜8時30分～17時15分

☎23-0265(直通、24時間対応可)

減少分の減額を行いました。

補正予算の主な内容

①未来への投資を実現する経済対策
大型客船対応基盤整備事業費など15件 16億6587万円

②人件費補正
給与改定、人事異動など △3億4889万円

③災害関連
農業用施設災害復旧事業費など2件 4100万円
災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費 8800万円

補正予算の内訳

会計	補正額	補正後の予算額
一般	15億2650万円	1209億5616万円
特別	1億9805万円	853億7152万円
企業	2億3658万円	234億7070万円

市職員採用試験の実施

試験日 3月5日(日)

試験会場 佐世保市役所

受付期間 2月1日(水)～24日(金)

試験案内、申込書の配布場所

市役所2階案内、職員課、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター
※申込書は市HPからもダウンロードできます。

試験職種	受験資格
調理師	昭和42年4月2日以降に生まれ、調理師免許と普通自動車免許を持つ人で、給食などの大量調理施設(同時に100食以上)での調理実務経験が通算して5年以上ある人
保育士	昭和51年4月2日以降に生まれ、保育士・幼稚園教諭の両方の資格、免許を持つ人

※採用予定人数は調理師1人、保育士2人です。

④職員課 ☎24-1111

平成29年春季全国火災予防運動

3月1日(水)～7日(火)まで、春季全国火災予防運動が全国一斉に実施されます。春先は空気が乾燥して火災が発生しやすい季節です。日頃から火災予防の意識を高めて火災を防ぎ、大切な命と財産を守りましょう。



全国統一防火標語

「消しましよう その火その時 その場所で」

重点目標

- ・住宅防火対策の推進
- ・放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ・特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ・製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
- ・多くの観光客などが参加する行事に対する火災予防指導等の徹底
- ・林野火災予防対策の推進

市内の火災発生状況(平成28年中)

火災発生件数 85件(前年比8件増)

焼損棟数 54棟(前年比1棟減)

死者数 2人(前年比3人減)

負傷者数 16人(前年比5人減)

住宅用火災警報器を必ず設置しましょう

全ての家庭で住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に発見し、大切な家族や財産を守るためにも必ず設置しましょう。また、火災警報器は電池が切れていたり、ほこりが付いていたりすると正常に作動しないことがあるため、定期的な清掃・点検を行いましょう。使用期限の目安は約10年です。交換期限が来たら電池だけでなく警報器自体を交換してください。



作動確認の方法

ボタンを押すか、ひもを引いて確認します。音が鳴らない場合は電池切れか、本体故障の恐れがあるため、交換を検討してください。

不要になった消火器の処分は適切に

消火器は不燃ごみとして処分できません。分解や解体は危険ですので絶対にしないでください。また、腐食や傷があったり、変形していたりするものは破損する恐れがあります。事故防止のため、不要になった消火器は捨てたり放置したりせず、販売業者が最寄りの専門業者にお問い合わせください。

消防局予防課 ☎23-2539

マイナンバーカードを取得しましょう

マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)を確認する書類としてだけでなく、公的な身分証明書にもなるものです。初回は無料で交付していますので、ぜひカードを取得し、便利なサービスをご利用ください。

ここが便利！マイナンバーカード

- ①社会保障や税などの手続きの際にも、マイナンバーカード1枚で番号確認と本人確認ができます
- ②カードを利用してコンビニエンスストアで住民票や印鑑登録証明書などを取得でき、平成31年3月までは市役所窓口よりも100円安く取得できます

マイナンバーカードの申請

- ①郵送で申請
申請書に署名または記名・押印して顔写真を貼り、通知カードに同封された返信用封筒で郵送
 - ②スマートフォン・パソコンで申請
スマートフォンのカメラまたはデジタルカメラで顔写真を撮影し、申請用ウェブサイトで必要事項を入力し、顔写真を添付して送信
 - ③市役所・各支所・宇久行政センターで申請
申請書と運転免許証などの本人確認書類、通知カード、顔写真を持参して窓口へ ※後日、カードを郵送。
- ※①②は、指定の窓口で交付します。

戸籍住民課 ☎24-1111

マイナンバーカード受け取りのための休日窓口をご利用ください

日 時 2月26日(日)9時～13時

場 所 市役所13階・戸籍住民課

受け取りができる人

交付通知書が届いている人で、交付場所が「市役所戸籍住民課」となっている人
※交付場所が「市役所戸籍住民課」以外の人は、当日に本人確認等の手続きだけを行い、後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で送付します。

必要なもの

交付通知書、通知カード、運転免許証などの本人確認書類、住民基本台帳カード(持っている人だけ)
※健康保険証、年金証書など顔写真のない身分証は2点以上必要(住所・氏名が最新になっているもの)。
※受け取りには本人が窓口に来てください(病気や障がいなどで来庁できない場合はお尋ねください)。

戸籍住民課 ☎24-1111

「避難行動要支援者名簿」情報提供の同意をお願いします

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの高齢者や障がいのある人が犠牲となり、その教訓を踏まえて国の災害対策基本法が改正されました。これに基づき、本市でも高齢者や障がいのある人など、災害時に特に支援が必要な人を「避難行動要支援者」として名簿を作成しています。消防機関や地域の関係者など、避難支援を行う人に平常時から名簿情報を提供するには、名簿に登載された皆さんの同意が必要ですので、ご協力いただきますようお願いします。

名簿に登載された人には文書でお知らせします

避難行動要支援者に該当する人には、名簿に登載したことを知らせる通知書を2月中に郵送します。

名簿の情報は本人の同意の上で関係者に提供します

災害が起きたときに円滑に避難を手助けできるよう、避難行動要支援者名簿に記載された氏名や住所などの情報は、平常時から、本人の同意を得た上で消防局や民生委員、町内会などに提供します。

名簿情報の提供先(避難支援等関係者)

市消防局、市消防団、長崎県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、町内会など

情報提供への同意にご協力ください

いざというときに自身の生命を守るためにも、情報提供への同意にご協力ください。

同意の手続き

同意書に必要事項を記入し、返信用封筒で郵送
※同意書、返信用封筒は通知書に同封しています。

※現に災害が起きたときや発生の恐れがあるときには、本人の同意がなくても名簿の情報を避難支援等関係者に提供しますのでご了承ください。

保健福祉政策課 ☎24-1111

障がい者への虐待を防ぎましょう

平成24年に「障害者虐待防止法」が施行され、虐待防止への関心も高まっています。家庭や施設、職場での虐待を防ぎ、障がいのある人の尊厳と権利を守りましょう。

虐待に当たる行為

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、閉じ込める など |
| 性的虐待 | 性行為の強要、裸にする、わいせつな映像を見せる など |
| 心理的虐待 | 怒鳴る、無視する、悪口を言う など |
| 放棄・放任(ネグレクト) | 食事を与えない、入浴させない、必要な治療や福祉を受けさせない |
| 経済的虐待 | 年金や給料を渡さない、本人の財産を不当に処分する など |

虐待の疑いがあるときは障がい福祉課へ通報を

虐待を受けているかもしれない場合は、障がい福祉課へ連絡してください。※通報者の秘密は厳守します。

虐待を受けているかもしれないサイン

- ・体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- ・近くにいる人が手を動かしただけで、頭をかばう
- ・不自然な歩き方、座ったままの姿勢が保てない
- ・人目を避ける、一人で過ごす時間が増える
- ・おひえた表情をよくする、急に不安がる
- ・空腹を頻繁に訴える、食事を取っていないようだ
- ・病気、けがが放置されている、治療を受けていない
- ・髪や爪が伸びたまま、服装がいつも同じである

障がい福祉課 ☎24-1111